

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（文京区決定）

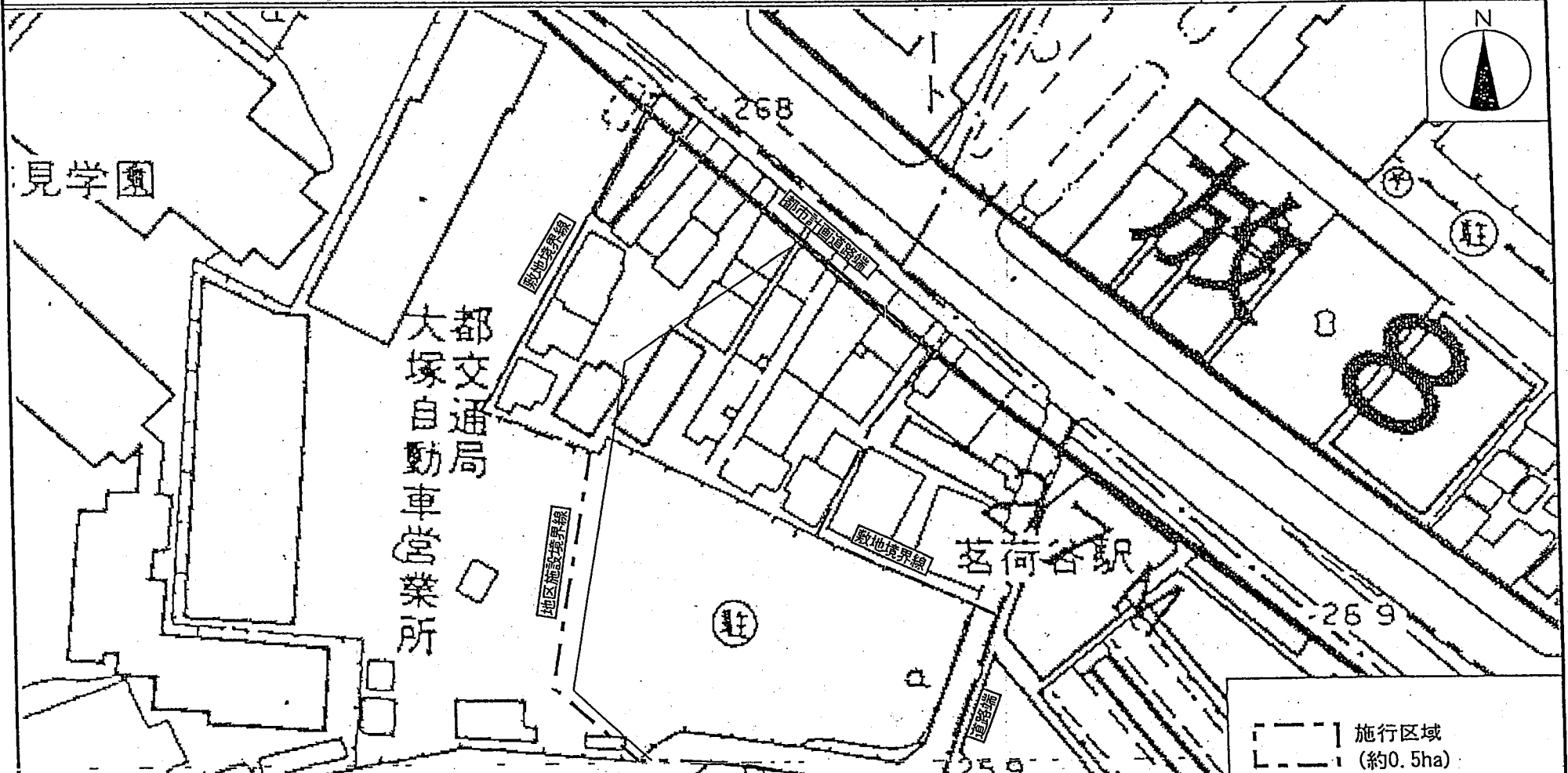
都市計画茗荷谷駅前地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

名称		茗荷谷駅前地区第一種市街地再開発事業					
位置		文京区大塚一丁目地内					
施行区域面積		約 0.5ha					
公共施設の配置及び規模	道路	種別	名称	規模	備考		
		区画道路	区画道路 1号線	幅員 4m、延長約 30m	拡幅		
			区画道路 2号線	幅員 6m、延長約 42m	拡幅		
建築物の整備	街区番号	建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	主要用途	高さの限度	備考	
		I	約 2,500 m ²	約 35,900 m ² (約 25,500 m ²)	住宅・店舗・駐車場・事務所等	高層部 100m 低層部 30m	高さは建築基準法の制限による
		II	約 200 m ²	約 400 m ² (約 400 m ²)	店舗・事務所等	低層部 30m	高さは建築基準法の制限による
建築敷地の整備	街区番号	建築敷地面積	整備計画				
		I	約 3,600 m ²	道路境界線等から地区整備計画の制限に従い壁面を後退させ、歩行者空間を確保する。 敷地北側の隣地に接して敷地内通路A（約 2m）を整備し、歩行者空間を確保する。 敷地西側の隣地に接して敷地内通路B（約 3～6m）を整備し、公共の用に供する空間を確保する。 敷地東側道路に接して広場状空地（面積約 120 m ² ）を整備し、歩行者の滞留空間を確保する。			
		II	約 1,400 m ²	道路境界線から地区整備計画の制限に従い壁面を後退させ、歩行者空間を確保する。 敷地東側の隣地に接して敷地内通路C（約 2～5m）を整備し、公共の用に供する空間を確保する。			
住宅建設の目標		戸数	面積	備考			
		約 230 戸	約 19,500 m ²				
参考		地区整備計画区域内にあり。一部高度利用地区区域内にあり。					

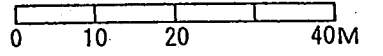
「施行区域、公共施設の配置、街区の配置、建築物の高さの限度及び壁面の位置の限度は、計画図表示のとおり」

理由：文京区の地域拠点を形成する地区として、土地の合理的な高度利用と都市機能の更新を図るため、第一種市街地再開発事業を決定する。

東京都市計画第一種市街地再開発事業
 茗荷谷駅前地区第一種市街地再開発事業 計画図(1) 施行区域図 [文京区決定]



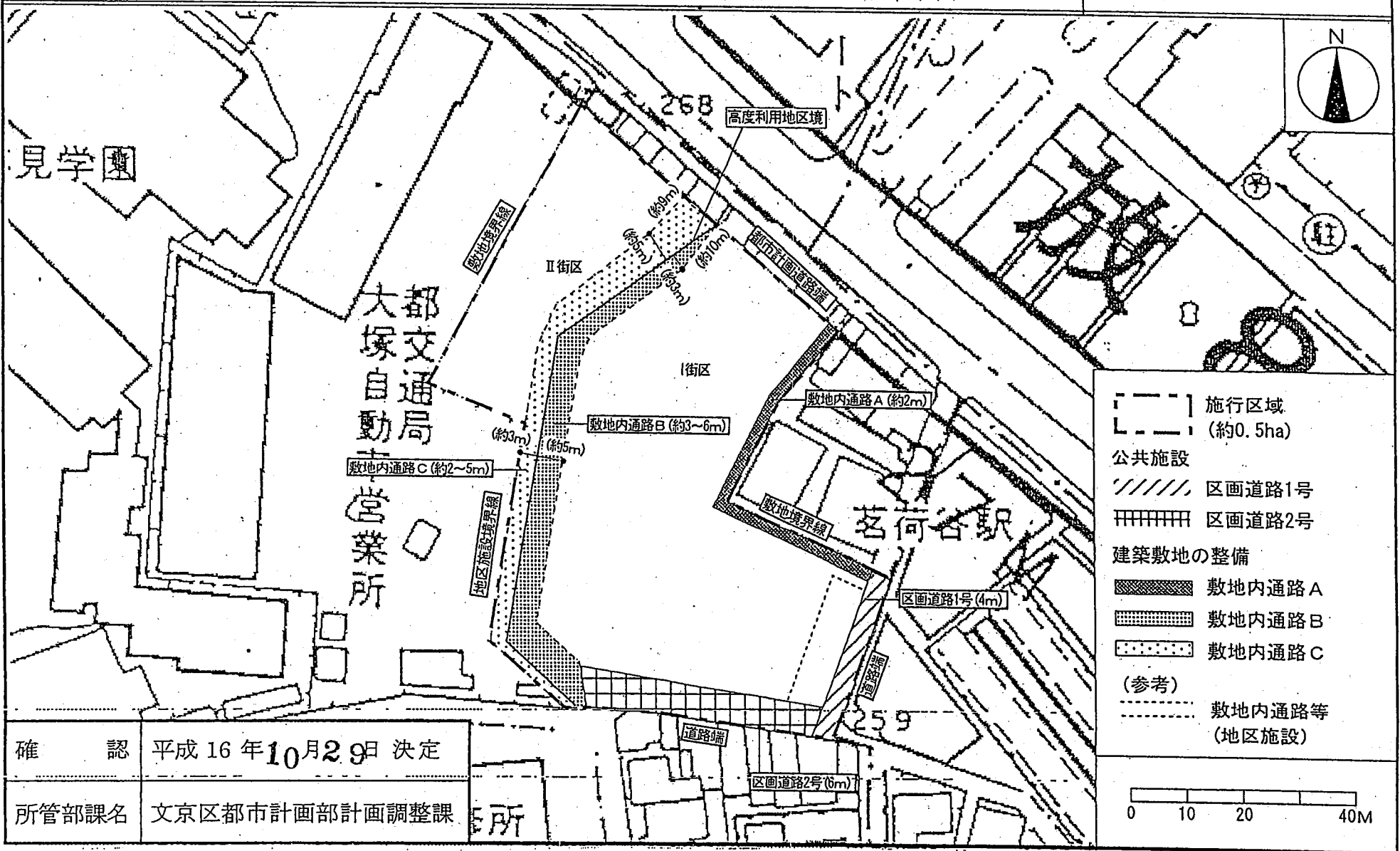
--- 施行区域
 (約0.5ha)



確認	平成16年10月29日決定
所管部課名	文京区都市計画部計画調整課

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図及び道路網図を使用して作成したものである。ただし、計画線は、縮尺1/3,000都市計画道路の計画線から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)16都市基交第306号、平成16年10月27日 (承認番号)16都市基街第629号、平成16年10月27日

東京都市計画第一種市街地再開発事業
 茗荷谷駅前地区第一種市街地再開発事業 計画図(2) 公共施設の配置・街区の配置図 [文京区決定]



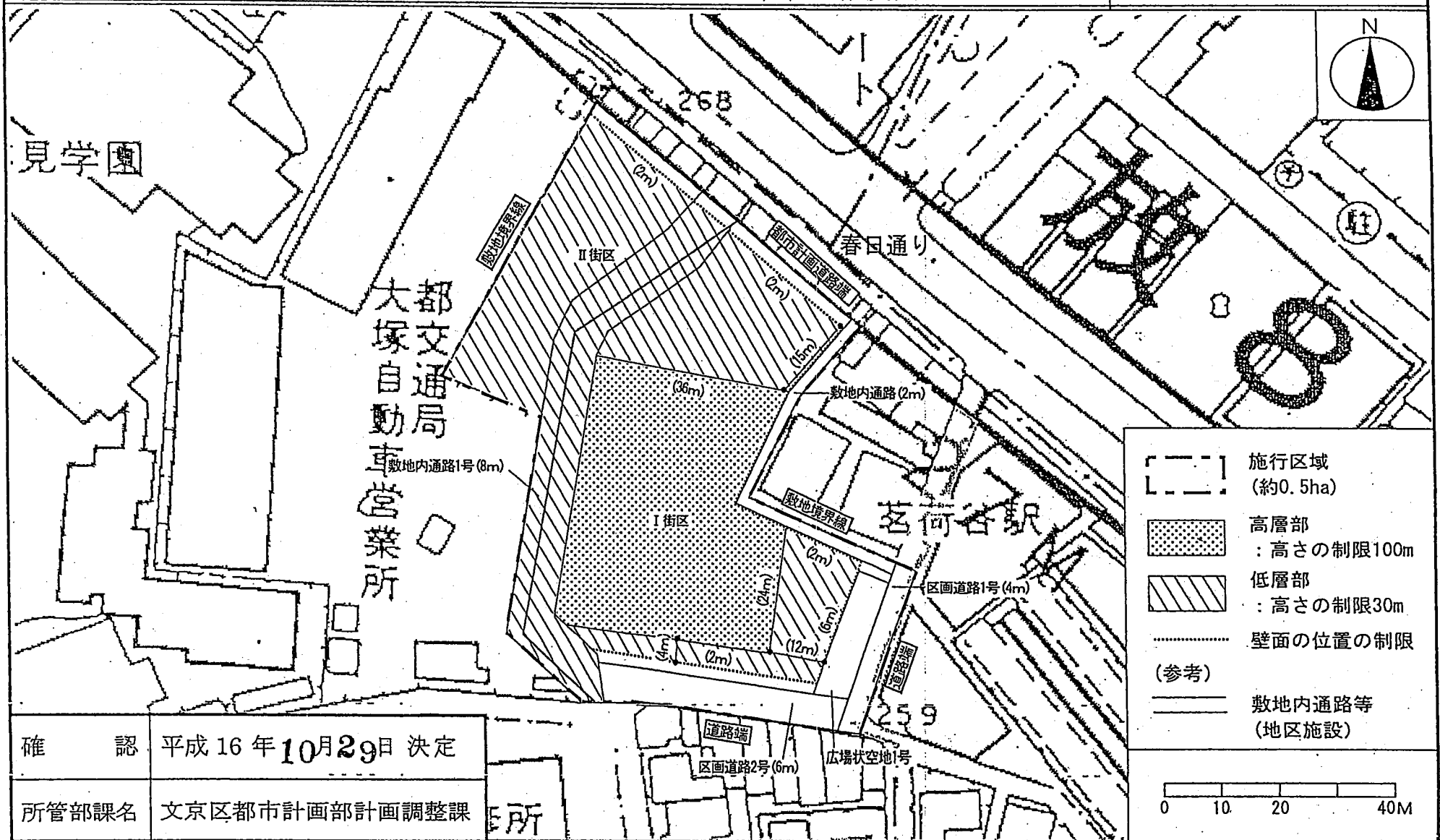
確認	平成16年10月29日決定
所管部課名	文京区都市計画部計画調整課

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図及び道路網図を使用して作成したものである。ただし、計画線は、縮尺1/3,000都市計画道路の計画線から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)16都市基交第306号、平成16年10月27日 (承認番号)16都市基街第629号、平成16年10月27日

東京都市計画第一種市街地再開発事業
茗荷谷駅前地区第一種市街地再開発事業

建築物の高さの限度及び
計画図(3) 壁面の位置の限度図

[文京区決定]



確認 平成16年10月29日決定

所管部課名 文京区都市計画部計画調整課

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2, 500の地形図及び道路網図を使用して作成したものである。ただし、計画線は、縮尺1/3, 000都市計画道路の計画線から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)16都市基交第306号、平成16年10月27日 (承認番号)16都市基街第629号、平成16年10月27日